



® 平成30年 3 月 27 日 (火)

No. 14655 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [159] (1)

☆フラッシュ (特許庁人事異動) (15)

☆知的財産研修会 (特許の交渉と訴訟) (16)

弁理士の眼

159

出願商標「立体形状 (くい)」拒絶審決取消請求事件

一知財高裁平成29(行ケ)10155.平成30年1月15日(4部)判決<請求棄却>一

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

〔キーワード〕 立体的形状 (商標法3条1項3号・
3条2項)、商品の機能・美観、立体形状のみの
自他識別力、実用新案権・意匠権の存続期間満
了と立体的形状商標の登録

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

- (1) 原告 (君岡鉄工株式会社) は、平成26年7月23日、(別紙) 本願商標目録のと通りの構成から成り、第6類「くい」を指定商品とする、立体商標 (以下「本願商標」という。) の登録出願 (商願2014-61502号) をした (乙1)。
- (2) 原告は、平成27年6月9日付けで拒絶査定

国内外一貫担当・信頼の事務管理体制・厳選した海外代理人との強固なネットワーク



わかば国際特許事務所

所長 弁理士 宮崎昭夫

<http://www.wakabapat.jp/>

〒108-0014 東京都港区芝五丁目26-24 田町スクエア3階

TEL: 03-6435-0309 FAX: 03-6435-1610

を受けたので、同年9月14日、これに対する不服の審判を請求した(乙23)。

(3) 特許庁は、これを、不服2015-16890号事件として審理し、平成29年6月19日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との別紙審決書(写し)記載の審決(以下「本件審決」という。)をし、同年6月30日、その謄本が原告に送達された。

(4) 原告は、平成29年7月25日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は、別紙審決書(写し)のとおりである。要するに、本願商標は、商標法(平成26年法律第36号による改正前のもの。以下同じ。)3条1項3号に該当し、かつ、同条2項に該当しないから、登録を受けることができない、というものである。

3 取消事由

- (1) 商標法3条1項3号に該当するとの判断の誤り(取消事由1)
- (2) 商標法3条2項に該当しないとの判断の誤り(取消事由2)

【原告の主張】

1 取消事由1(商標法3条1項3号に該当するとの判断の誤り)について

(1) 本願商標の構成態様について

本願商標の形状は、以下の特徴を全て備えたものである。

- ① 円柱状の中央部分から頭部と先端部に向けて、円錐状の絞り加工部分がある。
- ② 頭部側、先端部側ともに、絞り加工部分の途中に1本の外周線がある。
- ③ 頭部側については、外周線を越えた後も絞りは続くが、絞り切る前に、絞り加工部分より大径のリング部分及びリング部分より小径の台形部分があり、これが頭部の末端となる。
- ④ 先端部についても、外周線を越えた後も絞りが続くが、絞り切る前に、絞り加工部分より大径のリング部分及び絞りの線よりも鋭角

の線による円錐部分があり、これが先端部の末端となる。

(2) 本願商標の立体的形状と一般的な杭の立体的形状との対比

一般的な杭の形状は、鉄パイプを切断したものである「単管杭」であり、頭部から先端まで同一径の円筒であり、先端を円錐状に尖らせ、頭部の先端(打込部)を円盤状に平らにした長い棒状の形状ではない。そして、本願商標に係る杭が単管杭とは異なることは、証拠(甲3、8~12、14~23、24の1~3、25~28、29の1・5~17、110、117~119、123~125)により裏付けられている。

仮に一般的な杭が、本件審決が認定するように、先端を円錐状に尖らせ、頭部の先端(打込部)を円盤状に平らにした長い棒状の形状から成るものであるとしても、本願商標は上記(1)の4つの特徴を全て備えたもので、一般的な杭とは大きく異なる特徴を有している。なお、本件審決は、本願商標と実質的に同一の形状から成る杭も流通しており、この形状が一般的であるとするが、これはコピー商品であり、かかるコピー商品流通の事実は、本願商標に係る杭の形状が商標として認めるに値するものであることの根拠にこそなれ、本願商標に係る杭の形状が一般的であり、商標として認めるべきではないことを基礎付けるものではない。

(3) 本願商標が、機能又は美観上の理由による形状の選択の範囲のものではないこと

本件審決は、本願商標を機能又は美観上の理由による形状の選択として生じ得る範ちゅうのものとしたが、誤りである。

確かに、頭部の絞り加工は、頭部に加えられた打力を杭全体に分散させる機能を有しており、先端部の絞り加工は、固い地面に杭を打ち込みやすくする機能を有する。しかし、本願商標に係る杭には、頭部を絞るだけではなく、絞った頭部をわざわざ膨らませるリング状の膨らみと、この膨らみの上に蓋をしたような部分があるところ、頭部に加えられた打力を杭全体に分散さ